

役員選任規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学会規約（以下「規約」という。）第13条に基づき、理事及び監事の選任を公正に実施するため必要な事項を定める。

（選任される役員の数）

第2条 学会規約第11条に定める理事の数については、理事会で協議の上決定する。

（選任の方法）

第3条 理事の選任は以下に定める選挙によりおこなう。被選挙権者のうち、多数の得票を得た者から第2条で決定された人数までの者を当選とする。なお、最後に選出された被選挙権者の得票数が同数の場合には、選挙管理委員会において、抽選にて当選者を決定する。監事についても同様とする。

（選挙権者及び被選挙権者）

第4条 選挙権者及び被選挙権者は、役員の任期満了前最後の総会において議決権を有する会員とする。

2 選挙権者及び被選挙権者の名簿は、選挙実施年度の会員名簿をもとに選挙管理委員会が作成する。なお、会員の選挙権及び被選挙権に疑義あるときは理事会が判断するものとする。

3 理事の被選挙権者は当学会の会員でなければならない。ただし、次の各号に該当する正会員は被選挙権を持たない。

- ① 前期まで連続2期役員である者。
- ② 過去通算5期理事に在任した者（通算15年以上理事に在任した者を含む。）

第2章 選挙管理委員会

（選挙事務の管理）

第5条 この規程に定める理事及び監事の選任に関する事務は選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（選挙管理委員会）

第6条 委員会は役員以外の会員をもって構成される。

- 2 委員は理事会の承認に基づいて理事長が任命する。
- 3 委員に欠員が生じたときは、理事長は補欠委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、就任後最初に開かれた総会の終結までとする。

(委員会の職務)

第8条 委員会は次の各号に掲げる事務を行う。

- ①選挙に関する告示。ただし、総会開催通知への記載をもってこれに代えることができる。
- ②選挙権及び被選挙権保有会員名簿の作成。
- ③投票及び開票の管理。
- ④当選人の決定及び総会への報告。

(委員長等)

第9条 委員会は、委員の中から委員長及び副委員長各1名を互選する。

- 2 委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第3章 投票及び開票

(選挙の方法)

第10条 選挙は、被選挙権者への投票により行う。投票は、無記名投票とし、理事については5名選択、監事については1名選択とする。投票は選挙管理委員会の定める方法により行う。

- 2 選挙は、役員の任期が切れる3月末日の直前の総会までに行う。

(無効票)

第11条 次の投票は無効とする。

- ①所定の投票手順を行わなかったもの。
- ②その他、委員会が正当な理由により無効と決定したもの。

(開票)

第12条 開票は委員会が定めた時間に委員会が行う。

(当選人の決定)

第13条 委員会は当選人が決定したならば、その氏名を総会に報告し、承認を得なけれ

ばならない。総会報告前に、当選人が辞退あるいは退会した時は、当該選挙での次点者をもって、これを補充することができる。

(規則の改廃)

第14条 この規則を改廃するには総会で決議しなければならない。

(施行細則)

第15条 この規則を施行するため必要があるときは理事会の決議により細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年10月4日から施行する。